

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和二年六月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年二月二十六日奈良県指令郡土第二二―一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年五月二十二日郡土第六〇九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年五月二十二日郡土第一九七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市小路町一〇四番三、一〇四番五、一〇四番六及び一〇四番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市三条大路三丁目一番二七号

ネクステート株式会社 代表取締役 吉田美恵子

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市小路町一〇四番三

下水道 天理市小路町一〇四番三の一部